

公認審判員資格取得者（平成28～30年度）の
更新登録について（お知らせ）

平成30年4月 審判委員会

公認審判員資格登録継続のための更新手続期間が改定され、「審判資格の有効期間が年度末（3月末）に切れる、以前の1年間」となりました。

該当の方は審判委員会へ、申請書と費用の提出を12月20日までに行なってください。（個人宛通知文書を後日郵送します。登録時から住所変更された方、他県で取得された方は担当まで連絡ください）

- 該当者—28年度に2級、3級または26年度に1級資格取得者（新規取得者及び更新登録者）です。
- 更新登録費用—それぞれの級の登録料に消費税、事務手数料（1,000円）を含め、以下ようになります。
 - 3級（3年間）…5,000+400+1,000=6,400円
 - 2級（3年間）…7,500+600+1,000=9,100円
 - 1級（5年間）…15,000+1,200+1,000=17,200円
- 手続き方法—更新申請書に記入し（印鑑不要）、更新登録料とともに審判委員会を通じて申し込む。（FAX不可）
- 提出先—〒290-0062 市原市 八幡 903-1
千葉県バドミントン協会 審判委員会・丸山秀之
TEL：0436-43-4857 携帯：090-2176-1747
メールアドレス：h_mrym2932@yahoo.co.jp
- 登録料支払先—現金書留か指定の口座（個人宛通知文書に記載）へ振り込んでください。銀行振込みの方は明細票のコピーを申請書に同封してください。通知文書がなく口座が不明な方は問合せください。
- その他
 - ・必ず今年度協会登録（千葉県で30年度登録）を済ませ、更新申請をしてください。千葉県で資格取得または前回の更新をされても、今年度は他の都府県で会員登録されている方は登録した都県協会の手続きをしてください。
 - ・申請の期限は厳守ください。期限を過ぎ、1月以降、連絡もなく申請書の郵送、振込みをされても受付できない場合がありますので、必ず連絡をください。

27年度取得し29年度中に未更新の方へ

移行措置期間として「平成31年3月31日（平成30年度末）までは、改定された更新手続期間を過ぎた場合でも、その後の1年間は遅延理由書を付した手続きは受け付ける」そうです。

30年度協会登録を済ませ、審判委員会まで問合せください。